兵庫県知的障害児者生活サポート通信

発　行　一般社団法人兵庫県知的障害児者生活サポート協会　理事長　松井美弥子
事務局　651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号　兵庫県福祉センター内
TEL　078-891-4177　FAX　078-891-4188

知的障害のある人の安心安全な地域生活をめざして

理事長　松井　美弥子

兵庫県知的障害児者生活サポート協会設立5年を無事経過しました。平成24年度は、3，920人の方が兵庫県知的障害児者生活サポート保険の利用者になってくださいました。ひとりでも多くの知的ンハンディのある方のお役に立てれば嬉しく思います。

平成24年度は権利擁護支援活動に力を入れました。

1．成年被後見人の選挙権回復を求めた裁判の応援をしてきました。この選挙権回復裁判は、全国で4名の方が提訴されていますが、その中の東京地裁の原告の方に、3月14日に「成年後見人が付くと選挙権を失う」とした公職選挙法は参政権を保障した憲法違反であるとし、「公職選挙法の規定を違憲として、選挙権を認める判決が出ました。先ずは、素直に違憲判決を喜びたいと思います。しかし、埼玉・札幌・京都の3人の方の裁判の判決はまだですので「公職選挙法の規定の改定」にたどり着くには、まだまだ時間を要すると思います。気を引き締めて粘り強く取り組んで行きたいと考えております。

平成25年3月14日　東京地裁 勝訴判決

2．知的障害のある人の　心のケアについての研修会を育成会と共催で開催しました。第1回目は、「知的ハンディのある方の心のケアについての勉強会」を日本抱っこ法公認ホルダー講師はＮＬＰマスタープラクティショナーの和田実氏にお願いしました。心のケアの基本は、知的にハンディがあっても、言葉のない人も同じように感じる心を持っていること、心に寄り添うことの大切さ等を、親として慣れてしまい、見過ごしてきた多くのことを学び直した講演でした。第2回は自閉症のご本人の東田直樹氏が、「自閉症の僕が語る自閉症の世界」、東田美紀氏が「我が子の可能性を信じる子育て」と題してお話しを頂きました。親や支援者の有り様で、ハンディある人の行き難さを軽減できることを学びました。

3．障害者虐待防止法が、昨年10月1日より施行されました。各市町に障害者虐待防止センターの設置義務がありますが多くの市町は、障害福祉課に担当者を置き、通報があれば、対応するという形になっているようです。

施行から半年を経過し、新聞紙上に障害者虐待の記事が載り、逮捕者も出てきました。本法の施行で、知的に障害がある人への虐待やいわれのない不適切な対応が無くなることを切に願います。

知的にハンディある人が、安心して活き活きと暮らせる一助となる、生活サポート保険であり生活サポート協会でありたいと思います。

平成25年3月30日　現在加入者3,920名
会員拡大に取り組みましょう!!

第61回全日本手をつなぐ育成会全国大会（高知県）

副理事長　小原　冷子

平成24年10月27日・28日　高知県高知市で開催されました。「人としての幸せを求めて　生きることの喜びを感じられる社会づくり」をスローガンに、障害のある人もない人も共に豊かに暮らしていける社会を願って、全国からたくさんの人が参加しました。

1日目の分科会では、「地域で共に学び、共に育つ」「多様な働き方、働く場を作る」「権利擁護と家族支援」など6つのテーマで話し合われました。

私は、第4分科会「地域で共に生きる」に参加しました。基調講演は、支援ワーカーの方と本人部会のメンバーの方が二人で「街で暮らす事について」と題してそれぞれの思いを聞かせて頂きました。一人暮らし20年の女性は、「地域で暮らすためには、会社・事業所・支援者だけでなく、町の中に友達がたくさん増えるような支援が必要です。親がいてもいなくても、本人が誰とどこでどんな風に暮らしたいかが大切です。」と熱く語られていたのが印象的でした。

続いて3人の方が提言され、共通の切り口としては〝高齢の知的障害者を支えている所〟です。札幌市で起こった姉妹の孤立死の問題にふれ、高齢者用ケアホームを開設された所と高齢障害者通所施設を運営している所の発表でした。いずれも元気なお年寄りのケアホームや通所施設のお話でしたが、質疑の中で「ケアホームは終の棲家として最後のみとりを考えているのか?」との質問に「これから本気で考えて行く問題」としつつも、「重度の医療的ケアが必要となったら専門の人に任せる」という答えでした。知的障害者の高齢化の問題は、間近に迫るこれからの大きな課題だと重く受け止めました。

第14回権利擁護セミナー（静岡県）障害者虐待防止センターをどう活かす?

副理事長　塚本　壽子

平成24年12月14日に静岡市で開催されました。午前中は、虐待防止法の「要」とも言われる権利擁護センター（都道府県）と虐待防止センター（市区町村）の役割を中心に、厚生労働省で同法を担当している曽根直樹専門官より虐待防止法についてわかりやすい解説がありました。

午後からは、全日本育成会権利擁護推進センターの村山園氏より虐待防止法センター設置状況に関するアンケートの結果報告があった後、「権利擁護センターと虐待防止センター／役割と連携を考えよう」をテーマにしたシンポジュウムが開かれました。

シンポジストNPO法人静岡市障害者協会事務局長の堀越英宏氏、大阪府福祉部障害福祉室課長補佐の永尾光年氏、静岡県手をつなぐ育成会会長の小出隆司氏、コーディネーターは、全日本育成会権利擁護推進センターの関哉直人弁護士によって行われました。

虐待防止法を障害のある人の権利をまもるために実行性のあるものにしていくにはどうすればいいにか。民間・行政・親の会の立場から、それぞれの思いや取り組みについて話し合われました。

シンポジュウムの後、報告、講演と盛り沢山の日程でした。

毎日新聞論説委員の野沢和弘氏の講演の中で言われた、「措置制度から契約制度へと福祉が変わり、障害者は行政措置の対象から契約の主体へと変わった。家族や施設内で保護されてきた障害者が社会の中で自由と権利を手に入れるようになったのである。そうした障害者の社会的概念の転換をまったく理解しようとせず、相変わらず措置制度時代の意識のまま、ダメな親による虐待に目を光らせるような制度の運用であっていいはずがない。」の言葉に、親たちのつながり支え合いの大切さを改めて思いました。

京都地裁における成年被後見人選挙権奪回裁判を傍聴して

たつの市　矢野　一隆

「選挙権奪回裁判の傍聴に行っていただけませんか?」と兵庫県手をつなぐ育成会の事務局から連絡がありました。

選挙権奪回裁判については京都をはじめ全国的に行われており、傍聴に行くこと自体が支援につながるということなので快諾して京都地方裁判所まで計3回行ってきました。

裁判が始まってびっくり!テレビで見るような弁護士同士の駆け引きもなく、裁判官が木づちで机を叩くこともなく淡々と進み、どの回も10分前後で閉廷。正直「何じゃこりゃ〜」でした。質問に対して次の裁判で回答しますとか、信じられなく遅い進み具合です。逆にこれからの動向に目が離せなくなりました。

裁判が終わった後は隣の弁護士会館で内容についての説明が弁護団の方々からあり、初めての参加でもよくわかりました。長期にわたっての裁判となる可能性が高いので傍聴支援も息の長い取り組みとしなければならないなと思いました。

地域生活支援助成金事業

地域生活支援事業の助成金を受けて

伊丹市　岸　章子

サポート協会の地域生活支援事業の助成金を受け、障害者自立支援法の改正について、「社会福祉法人　いたみ杉の子」と共催で平成24年9月17日（木）10時から研修会を開催しました。

まず始めに、平成24年10月1日より施行される障害者虐待防止法の概要について、伊丹市障害福祉課の中元氏より説明していただきました。この法律は、正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律」といいます。障害のある人を虐待から救うだけではなく、養護者（家族）への支援を含む法律であるということがよくわかりました。早期に対応するためには、疑わしいと感じた時点での通報がとても大切だと思いました。

次に、「障害者制度改革推進会議・総合福祉会」の委員である西宮市社会福祉協議会の清水氏より、平成15年度の支援費制度以来めまぐるしく変わり、そのような状況においてこの総合支援法は、どのようなものかまだ見えない部分も多くありますので、この制度の意図する所を利用者の目線から解説していただきました。

伊丹市

参加者はじめ、他の方にもさらに理解を深めていただきたく思いました。

＊　＊　＊

三木市　齋藤　好美

サポート協会の地域生活支援事業の助成金を受け、本人部会との共同企画で11月11日(日)待ちに待ったユニバーサル・スタジオ・ジャパンへ行きました。当日はハロウィンでしたが、あいにくの土砂降りでした。

バスの中で、パンフレットやショップ案内を見て、何のアトラクションに乗ってどこで食事をするか。などなど…それぞれのグループで話合っていました。

USJに一歩足を踏み入れたら、そこからは夢の国。見るもの全てが素敵で異国情緒たっぷりです。春から新設されたスヌーピーにキティちゃんは、大人も子どもも楽しめるアトラクションになっていました。雨のため乗れないアトラクションがあったり、楽しみにしていたパレードも中止になってしまい、心残りができてしまいました。ぜひ、次は晴れた日に行けたらと思いました。

ボランティアの5人の方にはとても感謝しています。陰になり日向になりと助けていただきました。きょうだいがボランティアに参加していただいたのもうれしく、このような機会がきょうだい同士のつながりになり、いづれは「話せる場所」になれば幸いです。

また、参加者皆さんのご協力のもと、無事に帰って来られたことを厚く感謝します。ありがとうございました。

＊　＊　＊

尼崎市　吉岡　かほる

尼崎支部では、地域生活支援事業助成金をいただいて、育成会の支援事業として5年前から行っているミュージックセラピー〝ぴぴ〟の発表会を行いました。

ぴぴでは、幼児期から成年期までの幅広い受講者が、毎月一回音楽療法士の米津多美先生と一緒に、楽器演奏や歌などを楽しんでいます。

発表会では、家族や友だちが観客として大勢駆けつけてくれました。普段のセラピーと違い、ちょっと緊張した人もいましたが、たくさんの人に見ていただける良い機会となりました。

また、発表会の最後には、〝和太鼓静〟による迫力ある演奏を聴きました。太鼓の音が体と心に響き「私も太鼓をたたいてみたい」との感想も聞かれました。会場が一体となって、音楽を満喫した一日でした。

これからも、助成金を使って地域の人たちと交流したり、親睦を深めるなどの事業を行っていけたらと思います。

尼崎市

A－U保険に加入して

尼崎市　丸釼　恵子

息子の将史は現在30歳、A－U保険とは学生のころからのお付き合いですが、兵庫県知的障害児者サポート協会が設立されたとき入院時や通院時などもしもの時を想定し加入しました。

それまでは病気とは無縁の元気な息子でしたが、5年前突然の事故で即入院となったのです。神戸の病院に運ばれましたが、手術が必要になり地元の県立尼崎病院に転院することになりました。それから長い入院生活が始まりました。この間、手続きにサポート協会に連絡すると事務局の方は親切に対応して下さいました。手続も簡素で不安だった気持ちを慰めてもらえたように思いました。

入院では個室・付き添いが必要となります。保険に入っていたお蔭で差額ベット費用や付添・介護費用などで入院に伴う費用を賄うことが出来ましたが、息子は何度も入・退院を繰り返しました。治療が長引くと一年間で30日が限度という上限をもう少し何とかしてもらえたら…とも思いました。

まだ、完治とは言えず今も車いすを使っての生活ですが、毎日安心して過ごしていくためにもこれから先もこの保険を継続しようと思っています。

「生活サポート総合補償制度」に関するQ&A

Q1　保険や共済等との違いは？

生活サポート総合補償制度は、知的障がい児者専用の認可商品ですので、既往症（てんかん・糖尿病・心臓病など）のある方でも加入ができ、それによる入院・検査入院でも初年度より保険金が支払われます。

Q2　どういう補償がありますか？

●病気やケガで入院された場合…入院の4日目から※付添介護保険金・差額ベッド費用保険金・入院諸費用保険金・入院一時金が支払いの対象となります。

※付添人は、ご家族や家政婦さんなどどなたでも対象となります。

●ケガが原因で入院・通院された場合…初日より入院保険金・通院保険金・手術保険金が支払いの対象となります。

●その他の補償…死亡保険金・個人賠償責任補償がついています。

Q3　加入する場合、年齢の制限がありますか？

加入条件を満たしている人であれば、年齢の制限はございません。

Q4　この保険の一番の特徴は何ですか？

日本で初めて認可された知的障がい児者専用の病気入院も含めた総合保険で、加入時の診査・告知も無く、既往症をも補償することです。「個人賠償責任保険」も支払い限度額1億円（自己負担金ナシ）と高額でセットされています。

Q5　保険金が支払われない場合や注意点について（パンフレットで十分ご確認ください）

【入院給付金】　付添介護保険金・差額ベッド費用保険金・入院諸費用・入院一時金

保険期間中に開始した入院で、入院の4日目から支払い対象となります。中途加入時には、病気入院のみ待機期間が30日となります。入院一時金のみの支払いはありません。

【傷害の補償・個人賠償責任補償】

●てんかん性の発作に起因する事故は、本人の傷害（ケガ）・他人への賠償共に支払い対象となりません。自傷行為で継続的な行為が原因（急激性のないもの）の場合も対象となりません。又、危険な作業に従事中の事故は保険金が減額されることがあります。

●施設等の管理責任が発生する場合には、当制度の個人賠償責任補償で全額補償されない場合があります。又、施設の職員等が業務中に加入者から身体に傷害を負った場合は、労災保険の適用が前提となります。

●財物を損傷し賠償する場合、原則として減価償却を適用し賠償額を算定します。

●自分や他人以外の方への損害賠償は発生しません。他人から預かったり借りたりしている物への損害、自動車の管理等に起因する事故も賠償補償の対象となりません。

●保険請求のご相談、補償内容に関するお問い合わせは

ジェイアイシーウエスト株式会社
TEL：06-6941-5187
フリーダイヤル：
0120-177-294

●保険加入のお問合わせは

一般社団法人 兵庫県知的障害児者生活サポート協会
TEL：078-891-4177
FAX：078-891-4188

編集後記

サポート通信№9の発送作業は、相生市の「いぶき作業所」のみなさんにお願いしました。